

## 平成 27 年度 第 2 回横須賀市立小中学校適正配置審議会 会議録

1 日 時 平成 28 年 1 月 19 日 (火) 10:00~12:00

2 場 所 市役所 5 階 正庁

3 出席委員 委員長 佐藤 晴雄  
委員長職務代理 中岡 正廣  
委員 赤羽根 丈行  
委員 石井 香  
委員 伊東 健司  
委員 稲垣 和生  
委員 小林 義雄  
委員 坂庭 修  
委員 佐藤 学  
委員 根本 宗茂  
委員 原 忠  
委員 松尾 禎昭  
委員 山田 親恵  
委員 吉川 和良

4 事務局 教育総務部長 大川原 日出夫  
学校教育部長 伊藤 学  
教育政策担当 課長 草野 純也  
教育政策担当 主査 篠崎 和明  
教育政策担当 主査指導主事 河野 和代  
教育政策担当 主任 大堀 圭輔  
教育政策担当 担当者 村上 貴之

5 傍聴者 8名

6 議事内容

(1) 資料説明及び審議

### ○佐藤委員長

皆さん、こんにちは。それでは定刻となりましたので、第 2 回横須賀市立小中学校適

正配置審議会を始めさせていただきます。それでは、まず本日の定足数及び傍聴の関係について事務局からお願いします。

### ○篠崎主査（事務局）

「横須賀市立小中学校適正配置審議会条例」第4条第2項の規定により、本審議会の開催にあたっては半数以上の委員の出席が必要となりますが、本日は委員15名中14名が出席されていますので本審議会は成立しております。また、この会議は公開を原則とし、傍聴の定員を10名としています。本日は傍聴希望者が8人いらっしゃいます。なお、第1回目の審議会と同様に会議録作成のため、録音をさせていただきますのでよろしく願いいたします。それでは傍聴者をご入室ください。

### ○佐藤委員長

それでは議事に入ります。今日はお手元の資料の次第に2つありますが、資料説明及び審議ということで、これからご審議いただきたいと思います。前回、第1回の審議会では、配付いただいた資料の10項目の審議ポイントについて皆さまからご意見をいただきました。本日配付の資料にそれぞれご意見が記載されていると思います。その後の追加のご意見についても本日の資料の方に記載されていますので、ご審議いただきたいと思います。事務局の方からそれらご意見をまとめた資料として第2回審議会レジュメが示されていますので、本日は審議のポイント毎に本審議会としての意見を集約したいと考えています。それらの意見をまとめていただければよいと思います。時間が限られています。皆さまのご協力をいただいてご意見がまとまればよいかなと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、はじめに会議資料について事務局から確認と説明をお願いします。

### ○篠崎主査（事務局）

それでは、まず会議資料について確認させていただきます。本日の次第、資料（第2回審議会レジュメ）、参考資料1から参考資料5、第1回審議会の会議録となっています。何か不足等ありますでしょうか。

次に資料についてご説明させていただきます。まず、参考資料1の『「横須賀市施設配置適正化計画」との関係について』をご覧ください。今回の審議会で審議していただいている「適正規模及び適正配置に関する基本方針」と「市施設配置適正化計画」との関係について、改めて説明いたします。まず、「基本方針」ですが、市内どこの学校でも一定の水準の教育を行うことが義務教育であるということを前提に学校規模や配置による格差を少なくし、教育環境の整備を図るため、教育的な観点から「基本方針」を策定いたしました。この「基本方針」では、規模及び配置の適正化の方策として、まず通学区域の見直しを行うことを考え、次に隣接校との統合を検討するとしています。一

方、「市施設配置適正化計画」は、「求められる施設サービスの変化への対応」や「老朽化に伴う多額の更新費用」という課題に対応するために策定しており、この計画には2つの取組が記載されています。1つ目は「小学校で11学級以下、中学校で5学級以下の場合には、近隣校との統廃合を検討します。」と記載されており、現在、審議していただいている「基本方針」の「隣接校との統合」とリンクしております。2つ目は「小中学校の建て替え時に規模を縮小します。」と記載されており、こちらは老朽化に伴う更新費用などの財政的な観点から考えられています。来年度は、これらの2つの取組を合わせた「小中学校配置適正化実施計画」の策定を審議会に諮問いたしますので、本日審議していただいている「適正規模及び適正配置に関する基本方針」の改定については、あくまでも教育的な観点から審議していただきますようお願いいたします。

次に資料、第2回審議会レジュメをご覧ください。この資料は審議会におけるご意見を審議のポイント毎にまとめ、ご意見から論点を整理した資料となっています。第1回審議会のご意見は、会議録を配付しているため要約したものを掲載しています。追加でいただいたご意見は、全文を原文のまま掲載しています。全般的なご意見等は後段に掲載しています。審議の進め方としましては、前回と同様に、審議のポイント毎に説明と審議を行っていきたいと思います。それでは、まず全般的なご意見からご説明いたしますので、資料の15ページをお開きください。

第1回審議会でのご意見としては、「ハード面の審議との住み分け」や「教員の数への影響」がありました。追加でいただいたご意見としては、「経済合理性ではなく、よりよい環境を維持されるよう検討」や「適正規模でない学校をすべて対象としたうえで、建物の寿命を考慮し、各地域で合意形成していくべき」がありました。なお、「児童・生徒の減少見込み等を参考資料として」という要望がありましたが、前回の参考資料2「基本方針」の参考資料部分（更新版）の4・5ページに記載しています。また、「各学校の耐用年数などの資料」の要望がありましたが、来年度の「実施計画」の審議の際に配布したいと考えています。また、「最新のデータに置き換えた参考資料」の要望がありましたが、前回の参考資料2「基本方針」の参考資料部分（更新版）が最新データとなっています。また、「今までの統廃合後の跡地の資料」の要望がありましたので、本日、参考資料2として配付しています。ご参考にしてください。また、「横須賀市としての適正規模がどのような経緯で決められたのか」については、学識経験者、地域関係者、保護者、学校関係者、市民公募などで構成される「横須賀市立小・中学校適正配置等検討委員会」において、平成18年7月に「市立小・中学校の適正規模及び適正配置について（提言）」において、法令や他都市の例を参考にして示されたものを基本方針に盛り込んだものです。全般的なご意見に対しては、以上です。

## ○佐藤委員長

ただいまの事務局からの説明に対して、何かご質問・ご意見がございましたらお出し

いただければと思います。

### ○根本委員

私の方で、児童・生徒数の減少について、お伺いしたのですが、出生率、出生の数に対して、その子たちが公立の小中学校に通ってくる割合を比較した表を以前見せて頂いて、市のPTAとしても会費の収入の部分に確実につながってくるので、会費の減少がこの先どれくらいになるのかということ、そういった資料を参考にさせて頂きたいということで、以前出されたものを見たことがあるのですが、出生の数というのは確実にわかっている訳で、その出生の数に対しての見込みは10年間以上のスパンで見た時に非常に大きくなるのかなと思ひまして、必ずしも公立の小中学校に入る訳ではなく、子どもの数に対して転出率ですとか、人口の流出ですとか、それから私立に行くというところで、それ以上の減少が公立の小中学校についてはあるということが分かったので、その辺の数字が実際面では長期的に見ると参考になるのかなという気がしました。

### ○佐藤委員長

今のは資料の請求ということではなく、事務局の方でそういうこともお考えいただきたいということですか。

### ○根本委員

直近の資料だけでは計れない現状の子ども数の減少というのは、出生数でも計れるところもあるのではないかとということです。

### ○原委員

参考資料1の市施設配置適正化計画の中の②の小・中は建て替え時に規模縮小とあるのですが、長井の場合は、小中学校が避難所になっています。生徒数だけを考えると縮小するのがよいのか。避難所の対応についてはどう考えているのか。その辺も検討に入れていただきたいと思います。

### ○佐藤委員長

学校の目的外使用についても考慮に入れていただきたいという意見だと思います。他にいかがでしょうか。それでは他に無いようなので、次の項目として審議のレジュメに沿いましてご審議いただきたいと思います。それでは事務局の方から説明をお願いします。

### ○篠崎主査（事務局）

資料の1ページをお開きください。審議のポイント①の「学校の定義」についてです。

併せて、前回配付しました審議用レジュメは2ページをお開きください。第1回審議会のご意見としては、「もう少し小さい方がよい」や「大規模、小規模、中規模などの表現」がよいのではないかというご意見がございました。追加でいただいたご意見としては、「適正規模という表現を標準規模へ改める」や「小規模校と大規模校との比較ではなく、双方を適正規模校と比較して明記する」や「中学校の適正規模校の定義は現状のままでよい」というものがございました。これらいただいたご意見を整理したものを論点整理と記載してある箇所の下に枠で囲い、論点①と②ということで整理をしました。まず論点①としては、適正規模の定義を見直すか、現状のままにするかということです。文の最後に記載してあります【検討事項】は、これまで、ご意見があったものについて記載しています。ご意見がなかったものについては、【確認事項】と記載しています。また論点②として、「適正規模」の表現を、例えば「標準規模」や「中規模」などに改めるかということです。

#### ○佐藤委員長

学校規模の定義ということで、前回、いろいろなご意見をいただいて、さらに追加のご意見も記載されています。現在、小中学校ともに12学級から24学級がいわゆる適正規模という表現にしていますが、このことについて、今日さらにご意見をいただければと思いますがいかがでしょうか。これまで適正規模という言葉で使われてきましたが、学校の先生方はいかがでしょう。山田委員はいかがでしょう。

#### ○山田委員

小学校校長会の代表ということで私も出させていただいていますので、前の検討部会にも小学校校長会が出ています。その中で基本方針についても話し合いをしまして、この前の審議用のレジュメも校長会の方に配って審議してまいりましたが、結果、もちろん小規模のよさもあるが、規模もこのままでよいのではないかと、名称については、特に変更したいとの意見は無く、原案と検討部会で話し合われた内容に賛成であるということになっています。

#### ○佐藤委員長

前回の審議会用レジュメに書かれていた学校規模の定義でよいということでご意見をいただきました。

#### ○小林委員

追加で意見を出しておりますが、平成19年から同じような基準で進めてきたものを、ここで変えるのは難しいかもしれません。ただ、適正の反対は不適正ということになります。いろいろな事情で小規模のまま存続する学校も最終的には残るのだと思います。

その学校を不適正と評価することは、その地域、卒業した子どもたち、通っている子どもたち、その他流入してくる子育て世代の方々にとって苦痛なのではないかと思えます。手引でも標準規模という表現に留めているので、適正とか不適正とかではなく、あくまでも標準規模、それに対して小規模のデメリットは是正していきましょうという表現にする方がよろしいのではないかと思えます。

### ○佐藤委員長

今、ご発言ありましたが、適正という言葉は質に関わる言葉で、標準、小規模、中規模、大規模という言葉は量に関わる言葉で、その辺の違いがあるかと思えます。ただ、一般的には適正規模という言葉がこれまで本市以外でも使われていて、今、不適正というご意見もいただいたので、例えば、適正規模という言葉を使いつつも、小林委員のご発言にあったように不適正というような誤解がないような形で小規模についても付記するという形でもよろしいのかなと思いました。

### ○原委員

私は、小林委員の言われた標準規模の方がよいのではないかと思えます。はっきりしています。適正というのは、何が適正なのか分からないので、標準規模にするべきだと思います。変更することについて、そんなに躊躇することはないと思えます。

### ○佐藤委員

私も小林委員、原委員と同様の認識、考えです。私も前回、思いついて中規模ということで提案したのですが、標準規模に置き換えても同じなのかなと。小規模校・大規模校とメリット・デメリットがございますが、やはり小規模校のデメリットが強調されるようなことがなくもないので、どこが適正かというのは状況によって変わってくると思うので、標準という表現の方がしっくりくるかなと思えます。

### ○中岡委員

自分自身の経験で、高等学校の教員として勤務した経験があつて、今は大学ですので別なのですが、高等学校ですと最初から募集人員何人ということで募集をして、入学選抜をやつて、定員割れなどはありますが、大体は入ってくるということで、最初から教員の数の予測はつくのですが、坂庭委員の追加ご意見で、実際、学級が少なくて困った経験というのが記載されていますが、ご説明を伺えればと思うのと、もう1つは、小学校と中学校は分からないものですから、私が気にしているのは、少ない方がよいとか、多い方がよいとかということではなくて、実際にクラスが少なくてどういう時に困るのか、逆に多過ぎるとどういうことが困るのかいろいろあると思えますが、その辺を学校の先生の立場から自分の学校がどうかということではなくて、一般論としてお伺いでき

ればと思いますが、質問させていただいてよろしいでしょうか。

### ○坂庭委員

私も中学校 23 校の校長会代表として出ていますので、11 月の校長会議の中で諮りました。これについて、特に意見は無く、このままでよいということです。私の追加意見にも書かせていただきましたが、中学校という視点で見た時には、やはり大き過ぎても小さ過ぎてもメリット・デメリットがあるということで書かせていただいています。長くなるのでお読みいただければと思いますが、先ほどから言葉で、適正とか標準とかが話題になっていますが、丁度よい規模というのはあるなと思うので、丁度よいに対する言葉としては、丁度よいは平たすぎるので、直せば適正という言葉になると思うので、標準と適正では、丁度よいというのがどの程度意味として分かってもらえるのかという心配がありますので、私は標準ではなくて適正という形でよいのかなと思っています。

簡単にメリット・デメリットを言わせていただくと、一般論として、小さ過ぎると教科の問題があって、中学校には 9 教科教師がいる訳ですが、それぞれ時数が決まっています、それが十分に揃わない状態が起きてしまうということがあるので、小さい学校では、私もそうですが、免許を持っている人が教えることができない状況があって、私も理科の免許しかもっていないのですが、数学を教えるという状況が起きます。それが子どもにとってよいことなのかと思ってしまいます。逆に大き過ぎても、特別教室は決まった数しかありませんので、使いたい時に使えないということが起きてしまうということも、子どもの学習にとってデメリットかなと思います。人員・教員の数、教室の数ということも含めるとメリット・デメリットが生じてくると思います。自分も小さい学校、今は無くなってしまいましたが、上の台中学校にいました。その時には、1 クラスしかない学年もありましたが、よい面もあれば、悪い面もあるということを両方感じていましたので、うまくいけばよいのですが、子どもを 1 人ひとり見ていったときに本当にそれでよかったのかという反省はありますので、やはり丁度よい規模というのはあると思っていますので、適正という言葉も賛成ですし、ある程度の規模を保っていく必要はあるのかなと思っています。

### ○松尾委員

私は小学校教頭会ということで出ていますが、まず学校規模の定義のところに関しましては、特別な意見はありませんでした。若干、話がそれてしまうかもしれませんが、学級数というよりも 1 学級の人数、35 人学級を実現してほしいという意見がありました。今、私が勤務しているところは小規模校の単学級で、そうすると学習の面ではなくて、人間の集団作りの面でどうしても固定化した集団になってしまうので、表現は悪いですが、力関係みたいなものがあつたら、そのまま持ち上がってシャッフルされない訳です。中学校ですと、3 学級、4 学級あれば学級編成が毎年されて、だけど 3 年間の学

びというのは継続性がある。学年の指導ということで継続性がある、その中で集団も変わる。小学校の単学級ですと、担任を変えるしかリフレッシュするものが無い訳です。そうすると、毎年担任が変わっていくと6年間の学びが繋がらない。今、小中一貫教育ということで9年間の学びをつなぐということを言っているが、小学校の6年間をつなぐだけでも大変であるので、それであれば、ある程度複数の学級があつて学級編成がされ、それが学年として持ち上がっていく方がよいかなと思っています。ただ、単学級には単学級のメリットもあるということも感じています。

### ○吉川委員

中学校の教頭会を代表して出ています吉川です。よろしくお願いします。まず、言葉の部分ですが、結論から言いますと自分も適正の方でよいのかなと思います。文部科学省の手引の最初に書いてあるのが、適正規模、適正配置等に関する手引となっていますので、言葉がいくつか分かれてしまうと解釈が違ふとか混乱を招くということもあるので、基本的に文部科学省から出ている手引にならった名称でよいのではないかと考えています。あと小規模校・大規模校ですが、今、私は鷹取中学校で、市内で一番小さい学校ということで小規模校にいます。その前も北下浦中学校で、そこも変わらず下から数えて2番目、3番目というところですが、小規模校のよいところは、その年にもよりますが、1クラスの人数が少なくなることが多く、例えば、50人であれば、1クラス25人ということで、大規模校ですとまずそれは無く、35人から40人になります。その10人の差というのは、子ども1人ひとりを丁寧に見て行く上ではかなり大きな数になってくると思います。ですので、小さい学校のよいところは子ども1人を丁寧に見られることで、それは先日、文部科学省の方の学校評価をやって、保護者からアンケートをいただいたのですが、その中にも出ています。中には丁寧に見過ぎだという意見もあるくらいでした。ただ、デメリットとしては、人間関係の幅広さが出てこない。先ほどの話にもありましたが、最初できた関係がそのまま、場合によってそこがこじれてしまうと逃げ道が無くなってしまいます。多ければいろいろな子がいますので、いろいろな価値観を認めたりとか、いろいろな考えを吸収するとかという意味では、小規模校では厳しい面があるのかなと思います。ただ、あまり大きくなり過ぎても8クラスの天津中学校にいたこともあるのですが、1人ひとりをしっかり見るというのは正直なかなか厳しい部分があります。200何人を見なければいけないと考えてしまいますので。

### ○佐藤委員長

法令などで標準を使う場合、特に義務教育の教員の配置の問題である規模より下回ったり、上回ったりすると教員の定数が割り増しになるという、そういう意味で使われています。ですので、教育の中身そのものよりも財政上の問題で、この規模はよいがそれ以上あるいはそれ以下だと教員を余計に出すとか、そういう意味で使われている限定的

なものであるのは事実ではあります。今、先生方からご意見をいただきましたが、小規模校とか標準とかということがありますが、大きい、小さいの問題もありますが、例えば、1つの自治体の中であまりにも差が出てしまうということも考えていかなければいけないと思います。大きい自治体であれば、大きい学校もあれば、小さすぎるという学校もある、それが1つの自治体の中に存在するというのは、学校間の格差につながりかねないということです。ですので、地方の小さい自治体で、全てが規模が小さいというのと、大きい学校と小さい学校が出てしまうという、その辺も検討していただく必要があるのかなと思います。

### ○赤羽根委員

保護者代表の大塚台小学校の赤羽根です。この適正という表現については、先ほどからお話しがありまして、私も判断いたしかねるので、発言としては遠慮させていただきたいと思います。先生方の現場の方のお話しで、私の子が通っている大塚台小学校は、ずっと市内で一番大きな児童数を抱える小学校ということで来た訳ですが、最近、近隣校で久里浜小学校ですとか、明浜小学校が大きくなって来まして、あと、近々に統合されました池上小学校・平作小学校という2校合併というところが大きくなっているのを資料を拝見して承知しているのですが、特に中学校の先生方におかれましては、単学級というところが非常にご苦労があるということを伺った訳ですが、単学級それ以外の学級運営という面で、小中学校で何か支障があるのかというところはお聞きしたいところです。教科別で言うと坂庭委員の追加意見として人が足りないなどの問題点はありますが、学級運営ですとか学年運営ということについては、単学級という面では、資料の方に今回挙がっている9校以外にも関わるところが出てくるのかなという感じもするのですが、その辺、1つお聞かせいただきたいと思います。近々に池上小学校と平作小学校が、ここの表現を借りると適正ではないということで統合して学級数が27で範囲を超えているのもどうかと思いますが、いろいろな意味でこの審議会のあり方というのが、1回目のご意見や追加のご意見を拝見させていただいた上なのですが、あっち行ったりこっち行ったりでその場しのぎかなと、表現が適切、適正ではないかもしれませんが、そんな感じもしまして、拝見させていただきました。あまりよい伺い方ではないのですが、その辺の先生のご苦労をもう少しお聞かせいただければと思います。いかがでしょうか。

### ○佐藤委員長

前回、いろいろなご意見を出していただきまして、そろそろまとめということになりますが、今、赤羽根委員からありました学校の先生の学級運営、学校運営上の課題というのはございますでしょうか。小規模校の、単学級のということでしょうか。

## ○赤羽根委員

確かにご苦労されていて担任の先生を変えらるといふと、例えは先ほどのお話もそうですが、あとはこれから小中一貫という資料も提示していただいた中で、9年間で考えると、またそれが小学校から中学校へ変わる時に子どもたちにどういふ影響が出てくるのか。そのための小中一貫であるとは思いますが。

## ○山田委員

私も校長として小規模校、中規模校、大規模校と来ました。学校運営上といふか、学校としては、どちらがよいとかといふことではなく、その学校の特徴や規模に応じて校長をやっていますし、学校経営もそのよさを活かしてやっていく訳であって、そのことについてどういふのといふのはありません。ただ、先ほど委員長からも一般論としてといふことでありましたが、一般論としては、社会の中で生きていかなければならないといふのがありますので、ある程度の集団は必要であると。何度も言うように小規模校がいけない訳ではなく、校長はそのよさを活かして学校経営をしていく、教師もそのよさを活かして教育をしていく訳であって、このような審議会で学校代表、保護者代表、地域代表、教育委員会があってやっていくものだと思います。一般論としては集団があった方がよいし、子どもがいっぱいた方がよいし、先生がいっぱいた方がよいのは分かりますが、現実、子どもが少なくなっている中で学校としてはそれに依じて一番よい方法で自分の学校づくりをしていくと思っています。

## ○坂庭委員

学校運営上の事といふことなので、1つ意見を言わせていただきます。学校が小さくなっていても我々の校務分掌、教職員の仕事の量は減らない。数が減る訳ではないので。1人当たりにかかってくる負担が大きくなっていて、いくつも掛け持ちをしなければいけなくなってくるのが小規模校の大変さです。先生方が忙しくなると子どもに関わる時間が少なくなってくるので、中学校は部活動もありますし、その中で勤務時間も遅くなっていて9時、10時まで残っているのが、今、当たり前の状態になっています。その辺の負担を考えると小さい学校は校務分掌、仕事の量が複数かかってくるので、その辺の大変さが起きてくるといふのがデメリットとしてはあります。

## ○佐藤委員長

私は直接、経験していませんが、知っている範囲で言いますと、例えは、単学級だと同学年に教員が自分しかいないと同学年で他の先生と話し合うことができないで悩んでいる方のお話は聞いたことがあります。学年会そのものがないと。実はだいぶ前に新宿の小学校で若い先生が自殺なさったのですが、やはり1学年単学級で、その時に相談する相手があまりいなかったと。そんなこともありまして、先生の立場から見て

も規模が小さいということに関していろいろ課題があるということは事実であろうと思います。

今回に関しまして、適正規模か標準規模かということなのですが、対立するという訳ではないので、質的な問題で言うと適正規模というのが登場してくるだろうと、量や数の問題で言うと標準などの表現になるのかと思います。ただ、先ほどご意見がありましたように併記すると混乱するということもあると思います。そこで適正規模という言葉を使いつつ、なおかつ本文というよりも、例えば注釈的に標準規模という言い方で、必ずしも適正、不適正という言葉の使い方ではないということをごここに付記する形でのまとめ方でもよろしいのかと思います。

### ○稲垣委員

私は地域代表ということで、今日、初めて参加なのですが、今、適正と標準という言葉の中で不適正という言葉であれば、過小、小規模にウェイトがありますが、大規模、過大規模も不適正に入ってくるという理解をされるのではないかと思います。そういう意味からして、小・中・大というような形になっていくのかなという思いもありますので、ここは標準という言葉でよいと思います。

### ○佐藤委員長

あとのポイントもありますので、ここのところは、両論を併記していただき従来の適正規模と使いつつも、標準規模という表現も検討に値するという形でよろしいでしょうか。では、そういう形でまとめていただければと思います。それでは、ポイントの②について事務局より説明をお願いします。ちなみに、先ほどの数の問題は合意いただいたということでもよろしいかと思います。

### ○篠崎主査（事務局）

それでは資料の4ページをお開きください。審議のポイント②の「通学区域の基本的な考え方」についてです。前回の審議用レジュメは3ページをお開きください。第1回審議会でのご意見としては、「小中一貫教育の資料を提出して欲しい」という要望がありましたので、本日、参考資料3として「横須賀市における小中一貫教育について」を配布しております。簡単に説明いたしますと、横須賀市の小中一貫教育は、義務教育9年間を一体として捉え、発達の段階に応じて子どもの学びをつなぐ教育です。それは通学区域を共にする小中学校が、子どもや地域の実態をもとに共通の教育方針を設定して9年間を通じた教育課程を工夫し、「学びの系統性・連続性」を重視した小中教職員が協働して行う教育ということになります。裏面をご覧ください。中学校ブロックの編成を記載しています。小中一貫教育の中学校ブロックはこのように組まれていますが、現在の小学校と中学校の通学区域と異なる地域がありますので、通学区域を見直す場合は、

小中一貫教育ブロックの考慮について追記すべきである。というのが検討部会からの意見でした。論点ですが、特に追加意見はありませんでしたので、論点①から③まですべてが確認事項となっております。論点①は町内会のほか、行政センター所管区域についても分断しないようにする旨を追記する。論点②は小中一貫教育ブロックの考慮も追記する。論点③は通学区域の複雑化の回避も追記する。

### ○佐藤委員長

論点として、追記という形で3点示されています。これに関して、前回いただいた意見ですので、このまま追記するという形でよろしいかと思いますが、他に何か加える点があればご意見をお出しいただければと思います。おそらくこの3点に集約されているかと思いますが。これは前回すっきりとした意見となっておりますので、よろしいでしょうか。それでは次の審議のポイント③について説明をお願いします。

### ○篠崎主査（事務局）

それでは資料の5ページをお開きください。審議のポイント③の「適正な通学距離の範囲」についてです。前回の審議用レジュメは、引き続き3ページをご覧ください。第1回審議会でのご意見としては、「坂・トンネル・階段・ひと気・高低差を記載してほしい」がありました。追加でいただいたご意見としては、「現状の基準は基本的に維持して欲しい」がありました。論点①としては、「通学距離の範囲は現状維持とするか変更するか」です。論点②としては、「実際の通学路の安全等（坂・トンネル・階段・ひと気・高低差・経路など）を考慮する旨を明記する」です。

### ○佐藤委員長

論点①としては、通学距離の範囲は現状維持とするか変更するかということが検討事項ということになっております。論点②としては、通学路の性質というか条件というか考慮することを明記するということです。通学距離の範囲はいかがでしょう。検討部会では小学校が3キロ程度、中学校4.5キロ程度、ただし小学校2キロ程度、中学校3キロ程度が望ましいというような意見も出たということですが。前回のレジュメでは、小学校2キロ程度、中学校3キロ程度ということになっています。

### ○山田委員

小学生は1年生から6年生までいる訳ですし、やはり子どもが徒歩で通える距離でないといけません。この前、高低差のお話もありましたが、現行どおりの小学校2キロ程度、中学校3キロ程度がふさわしいのではないかと思います。

### ○佐藤委員長

小学生が徒歩で2キロ程度と、程度というのはおそらく論点②が絡むのかと思います。安全の問題とか地理的な問題も含めてそこに程度という意味が込められている。安全の面に関して、地理的条件などを明記するということが大事なのかと思います。距離に関しては、今、山田委員からありましたが、小学校2キロ程度、中学校3キロ程度という形でこの審議会では結論が出たということによろしいでしょうか。

### ○根本委員

私が住んでいる地域が、小学校まで一番遠い人で場合によっては2キロを超えてくる可能性があるのかと、2キロ以内の小学校を選択しようとする隣の小学校という選択肢が、今、学校選択制があるので隣の小学校に通っている状況で、自分の育った町内の3分の2の子ども達が隣の小学校に、目の前に見える小学校に通っているという。これがどういう区分けでどのような考え方をされるかによって、かなり学校に入る子どもの数も左右されてきてしまうということが実際の経験であります。ですので、概ね2キロという標準的なお話しは分かりますが、そうではないところでどうするかという部分に関しては、もう一文何か、そこに収まらない範囲もあるのではないかとということで考慮していただければと思います。

### ○佐藤委員長

数字の問題は2キロ、3キロでよろしいと。ただし、いろいろな地理的条件やその他の条件についても考慮してほしいということをごくかに入れていただくということですね。

### ○根本委員

そうですね。統廃合の話が進んだ時にどういう統廃合の仕方になるかで、2キロを超える小学校が出てくるのではないかと、私の地域での経験の中で感じたものです。

### ○佐藤委員長

学区の境界線の近くですとそういう現象が当然起こると思いますが、それに関してもどこかに書いていただくということで、追記いただくということで、論点②と合わせて、その辺、お考えいただければということによろしいでしょうか。

### ○篠崎主査（事務局）

今のご発言で小学校で選択制があるというようなことでしたが、選択制は中学校でございまして、指定変更制度の方で学校を変えられると思いますので、そこは訂正をお願いいたします。

**○佐藤委員長**

調整地域ではないのですか。

**○篠崎主査（事務局）**

指定変更制度の承認地域でしたり、何かある理由で変更しているという両方とも指定変更制度なのですが。そちらの方で変更されているのだと思います。

**○佐藤委員長**

学校選択制というのは馴染まないということで。

**○篠崎主査（事務局）**

中学校しか選択制はやっていないので、小学校にはございません。

**○根本委員**

実際には、理由が、種類が違うということだけで、そういう子ども達の地域間での小学校の移動が現実にはあるということで、やり方としては名称が違うのかもしれませんが、移動としては確実にあるということでお話しさせていただきました。

**○佐藤委員長**

実は、これは審議のポイント④にも関わると思いますが、④に関しまして事務局の方から説明をお願いします。

**○篠崎主査（事務局）**

それでは資料の6ページをご覧ください。審議のポイント④の「通学区域の見直し」についてです。前回の審議用レジュメは、4ページをお開きください。第1回審議会でのご意見や追加でいただいたご意見は特にありませんでした。論点としては、「通学区域の見直しについては、現行どおりとする」ということです。

**○佐藤委員長**

現行どおりということで論点は書かれています。検討ということよりも確認事項ですので、特に異論がなければ、ご確認いただいたということであるとありますが、いかがでしょうか。先ほどの根本委員のご発言も少し絡んできますが。よろしいですね。これについては確認いただいたということで。それでは次の審議のポイント⑤について、説明いただきたいと思います。

### ○篠崎主査（事務局）

それでは資料の7ページをお開きください。審議のポイント⑤の「特別認定校制度」についてです。前回の審議用レジュメは、引き続き4ページをお開きください。第1回審議会でのご意見として、「今の段階で特別認定校制度を入れないというのはまだ早いと思う」というものがありました。論点としては、「特別認定校制度の記載を現状のまま残すか削除するか」ということです。

### ○佐藤委員長

記載をそのままにするか削除するかということで、前回、松尾委員の方からご発言いただきました。いかがでしょうか。松尾委員からは特別認定校制度を入れないというのは、まだ早いというご発言でしたが。

### ○松尾委員

考え方の順番として検討部会の段階で、削除すべきであるということが出ていたので、小さな学校を残す手立てで考えて残るのであれば特別認定校制度をやる必要はない訳なので、その意味で考えないというような話をうちの学校長からも聞いたので、初めに特別認定校制度ありきではなくていろいろ探っていった中での最後の手段のような、そういう順番ではよいのかなと思います。小学校の教頭会の中でもその点に関して、最後の切り札として使うべきであるとか、基本のところからは外すが、後の事として考えて入れておくですとかそのような意見が出ました。

### ○佐藤委員長

ということはそのまま残すということでもよろしいですね。最後の手段というようなことを表現する形ですね。今の最後の手段というのは表現として悪いのですが。これについていかがでしょうか。

### ○根本委員

今の松尾委員のお話しと一緒に教育環境を整えて行く中で、いろいろな子ども達がいると思いますので、こうした特別認定校というのは、教育環境の一環として残しておくのがよいのではないかと思いました。

### ○佐藤委員長

他にご意見はいかがでしょうか。

### ○稲垣委員

実は、以前に坂本・汐入の関係で関わっているのですが、汐入小学校の小規模への対

応の検討の中で特別認定校が話題になっていたのですが、これは無視できないので、これはこのまま残していただければと思います。

### ○山田委員

小学校校長会と教頭会でちょっと違っているのですが、いろいろな意見として、将来的なものとして余地を残しておくべきかとも話し合ったのですが、先ほど1年生から6年生の話をしましたが、やはり遠いところからの通学のことを考えると、防犯・防災上の安全面を考えると、現実的な部分でここは教育的な配慮で対応していけばよいので、削除でよいのではないかという意見が多かったです。

### ○佐藤委員長

削除と残すということで、防犯・防災上の問題というご意見と最終的な手段として残した方がよいというご意見ですが。

### ○坂庭委員

中学校校長会としても検討部会での意見でもあるように、先ほど小中一貫の話がありました。小中一貫を進めて行く中で、すでに準備が始まっていて、その中でいろいろな学校がブロックに入ってくるというのがすごく困った状況になるので、現在でも大規模の学校は10校近くの小学校から上がってくるという状態なので、教育目標を一本にした9年間を見据えた教育活動という観点からいくと、この特別認定校制度を行うことによって、そういったことができにくくなる。最後の手段としてということは分かるのですが、中学校校長会としては検討部会と同じように入れなくてよいと思っています。

### ○佐藤委員長

他にいかがでしょうか。先ほどの松尾委員もこれを前面に出すような形でという訳ではないので、全く無くなってしまうということも少し課題が残るということで、基本的に先生方の中でのお考えがそんなに大きくは離れていないとは思っていますが。

### ○石井委員

先ほどからお話しをされていると思いますが、個人的な意見を言わせていただくと4ページを見る限りでは小規模校への対応、大規模校への対応が入っていますので、私としてはそのまま残してよいのではないかと、それほど重要視される問題ではないと思います。全体的に考えていつの場合もそうですが、言い方が悪いかもしれませんが、逃げ道を持っておかないと一番あれがよいこれがよいということではなく、どこかに逃げ道を作っておいた方がよいのではないかと思います。

### ○佐藤委員長

積極的に活用されるということを前提にしないということも逃げ道としては文言を残しておくのがよろしいというご意見です。確かに検討部会は削除となっていたのですが、若干弱いトーンで文言を残しておくという考え方もあると思いますが、校長会はいかがでしょう。では、ここはそのような形で、弱いトーンで今のように保険という訳ではないでしようが、最後の砦のような少し残しておくという形でよろしいでしょうか。では、そういう形で残していただくということをお願いします。それでは審議のポイント⑥の説明をお願いします。

### ○篠崎主査（事務局）

それでは資料の8ページをご覧ください。審議のポイント⑥の「規模や配置の適正化が図れない場合の配慮について」です。前回の審議用レジュメは5ページをお開きください。第1回審議会でのご意見として、「小規模校のデメリットを克服しながら、学校自体を減らす方向ではなく、学校を活かしながら子育て世代を横須賀に呼び込む」や「小規模校のメリットを活かすという表現にするとよい」がありました。追加でいただいたご意見として、「通学区域の変更も統廃合もできない場合は、小規模校のメリットを最大化し、デメリットを最小化する方策を検討することについて追記すべき」がありました。論点としては、「小規模校のメリットの最大化とデメリットの最小化の方策を検討する旨を追記する」ということです。

### ○佐藤委員長

ここは検討事項ということでご意見を多くいただいています。小規模校のメリットを最大化し、デメリットを最小化する、この前提には現状ですとメリットが最小化されてデメリットが最大化されるという前提があるのかなど。

### ○小林委員

追加の意見は記載されているとおりでありますが、検討部会の意見にもありますとおり、小規模校への対応として通学区域の変更も統廃合もできない場合についての記載がちょっと弱いと思います。最終的に小規模校として存続せざるを得ないケースも出てくると思いますので、これに対してもきちんと行政として取り組んでいくべきだという検討部会の意見に賛同した意見を出しました。是非、メリットを最大化して、デメリットを最小化するような取り組みをお願いしたいと思います。

### ○佐藤委員長

デメリットやメリットはややこれは人によって主観的なところがありまして、あるところの生徒が少ない中学校の話で、避難訓練の際、生徒は上履きで外に出ますが、訓練

後に先生が生徒のくつの裏を拭くのがちょっと前まで伝統になっていたらしいのです。洗わなくてよいので生徒にとってはある意味メリットかもしれませんが、傍から見るとちょっとおかしいという、そういう意味で何がメリットかデメリットかというのはやや主観的な問題で立場の違いでだいぶ違ってくるので、個人的には、例えば、最小化・最大化というよりもいろいろな面から検討していくという、学校運営の問題とか生徒の問題とか、それぞれ検討するという方がよいのかなと思っていますが、この辺のご意見いただければと思います。いかがでしょうか。

### ○伊東委員

小規模も大規模もデメリット、メリットがあると思いますので、私は小規模の学校にいたことがないので小規模がどれだけデメリットがあつて、メリットがあるのか分かりませんが、現場にいる先生達の本音が実際どうなのかというのが一番知りたいです。校長先生や教頭先生達にも言えないことも多々あると思うので、実際、現場の人が本当にどう思っているのか知りたいと思います。

### ○佐藤委員長

今日、委員として出席されている先生は管理職ですが、管理職ではなく先生方のご意見ということで。管理職の方と教員の方で見方も違ってくるといこともあるかなと思います。

これについては、最大、最小という言葉がどれだけよいか分かりませんが、様々な面からという感じの方策の検討という方がよいのかなと思いますがいかがでしょうか。

### ○小林委員

議論が出て最終的に存続する小規模校に対する配慮がなされる、行政が見捨てないということなのですが、配慮がなされるというような表現を加えていただけるという点で合意をいただけるのであれば、表現の仕方については柔軟でよいと思います。

### ○佐藤委員長

要するに残った小規模校がデメリットだらけという誤解が無いようにということですよ。

### ○小林委員

そうですね。

### ○佐藤委員長

では、そのような形で追記いただくということによろしいでしょうか。文言に関して

今の小林委員のご発言を活かした形にさせていただくということで。それでは審議のポイント⑥についてはそういう形で合意いただいたということで進めさせていただければと思います。次に審議のポイント⑦について事務局より説明をお願いします。

### ○篠崎主査（事務局）

それでは資料の 10 ページをお開きください。審議のポイント⑦の「指定変更承認地域」についてです。前回の審議用レジュメは引き続き 5 ページをお開きください。第 1 回審議会でのご意見として、「どの地域がどの程度、指定校から変更しているのか参考資料として提出して欲しい」という要望がありましたので、本日、参考資料 4 として「指定変更承認地域一覧表」を配布しております。この制度は、ある特定の住所の方で手続きをすれば、指定校よりも近くの学校に変更できるという制度です。現在 61 か所の地域がありますが、これまで新しく開発があったり、学校ができたり、地域の方々からご要望があった場合にこのような地域を設定してきました。平成 26 年度実績の数字では、小学校で 88 件、中学校で 42 件となっております。

### ○佐藤委員長

前回、赤羽根委員の方からご意見をいただいています。指定校変更の承認地域内外で実際には人数が少なかったということでしたが。

### ○小林委員

確認事項となっておりますが、検討部会の中で追記するという事になっております。承認地域一覧表を今回初めてお見せいただいて、数が示されておらず、どれくらいの割合でという前回の赤羽根委員の要望に必ずしも沿った資料になっていないように思います。一方で私が申し述べたい意見としては、通学区域を傾向に沿って見直すということが是か非かということなのですが、私も前回の追浜地域の適正配置検討協議会のメンバーになっており、その時も本来の通学区域と実態が乖離しているということについては議論があったところです。それに対して、承認地域ということで小規模校ではない方に入学者が流れて行くという事態に直面しました。これは実際にそちらに流れることをさらに後押ししてしまう形になると思います。本来、通学区域というのがどういうところで決まっているかということにもう一度立ち返るべきであって、傾向に沿って正規の通学区域として設定し直すというのは、やや乱暴なような気がしますので、この表現を追加するという事についてはもう少し慎重であるべきだと思います。

### ○佐藤委員長

確かこのほとんどのというのが絶対数が少なかったということでした。5、6 人でしたか。

**○篠崎主査（事務局）**

そうです、4名から7名くらいです。

**○佐藤委員長**

ということで、何十人というそういう事情ではないので、これに関してはこういうご意見がありました、何とも言えないところもありますし、今の小林委員のご発言のように地域外に流動的に生徒が流れていくとその都度、通学区域を設定し直さなければいけないということもあるのかと思います。

**○山田委員**

小学校校長会としては、この件については、特に検討部会の意見で決定ということでしたので。

**○佐藤委員長**

小林委員からもご意見がありました、結果的に絶対数が多くないということで、そういうことであえて追記はしないということによろしいでしょうか。それでは追記しないということでご確認いただいたということで、ご意見はあったというのは大事なのですが、入学の希望というのは流動的なので、その都度、通学区域を設定することは現状では難しいでしょうし、望ましくないということで追記はしないということで合意をいただいたということをお願いします。それでは、審議のポイント⑧について事務局から説明をお願いします。

**○篠崎主査（事務局）**

それでは、資料の11ページをお開きください。審議のポイント⑧の「学校規模及び配置の適正化の検討のための基準」についてです。前回の審議用レジュメは、6ページをお開きください。追加でいただいたご意見としては、「検討基準は、審議会で出された提案や指摘をできるだけ盛り込んで、多様な要素を盛り込むことを希望します」です。論点としては、「検討のための基準を現状維持とするか、変更するか」ということです。

**○佐藤委員長**

前回は、佐藤委員の方からご意見をいただいておりますが、佐藤委員の方から追加あるいはご説明があればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○佐藤委員**

ここの基準は適正規模と適正配置の両立が難しいということであると思いますが、適

正規模に重点を置くと適正配置が保てないという両立が難しいところだと思います。ここに書いたことは一般的なことになってしまったのですが、片方に捉われると片方がということもありますので、非常に難しいということでこういう形で多方面から検討していただきたいということで意見を述べさせていただきました。

#### ○佐藤委員長

ということは、前回書かれていました数字に関しては問題ないということで。学級数と通学距離の問題が複雑に絡み合うことに関して何か記述を入れていただければということですね。どっちかという訳ではなく。基準で一律に決められるものではないが、現状の数字は維持していくということでのよろしいでしょうか。では、その様をお願いします。他に今の件についてよろしいですか。

#### ○根本委員

あくまでも意見なのですが、学校規模、先ほどから適正化ということで、12 から 24 学級という適正規模の話をしている中で、適正化の検討のための基準となると、大規模校が適正でないと言われているにも関わらず、検討の対象にはなっていないというところが、私の方で若干の疑問が残ってしまいます。この審議会というのは、あくまでも適正化に対するものを審議する場なので、この 31 学級という数字は、適正化の話とはちょっと違った数字が出てきてしまっているのではないかと、書類上の問題なのかもしれません。気になった一点はそこです。

#### ○佐藤委員長

例えば、小学校で 25 から 30 学級はどうなのかということですね。

#### ○根本委員

本来、適正化を検討するのであれば大規模校と過大規模校の、31 学級の過大規模校については適正化の対象になっているのですが、大規模校については適正化の検討の対象になっていないので、少し不公平感があるのではないかと。坂庭委員のご意見でも大規模校くらいになると学校経営の面でもちょっとしたハンデキャップが出てくるということもありましたので、この部分は前回、意見として出さなかったのですが、今までの議論を聞いていた中でどうなのかということで、あくまでも標準的なものを議論する会議だという前提で意見を言わせていただきました。

#### ○佐藤委員長

特に事務局の方から何かありますか。

### ○草野教育政策担当課長（事務局）

おっしゃいますように確かに学校規模の定義のところと適正化の検討のための基準のところ、大規模校の部分についてどう扱うのかというところがかかれておりません。従いまして、答申に向けては、大規模校の部分、25 から 30 学級に部分の取り扱いをどうするのかというところにつきまして、論点の方に入れさせていただいて、考えさせていただきたいと思います。

### ○根本委員

教育環境という大元の話になったときに、こういった審議会の場所では小規模校だけでなく、大規模校についても同じ様な考え方で教育環境の適正化、子ども達にとって一番よい教育環境のためにはという部分では必要なかと思いましたがよろしく願いします。

### ○佐藤委員長

または、数字の問題は表面張力のようなもので、若干、適正規模を超えた数になったから検討して学校を増やすというようなことが現実的に望ましくない訳ですよ。実際に東京の多摩などの方で学校を増やして行って、数十年後に統廃合ということになってしまうこともあるので、そういう意味で6学級くらい余裕を持たせているというところはお理解いただけるとは思いますが、そうした時に適正という言葉を使った時に、規模を超えた時に関しても何らかの教育上の配慮をするということも記載されることが望ましいということよろしいでしょうか。そういうことですよ。

### ○根本委員

はい。

### ○佐藤委員長

ですので、適正を超えた場合の教育的な配慮についても追記されるということよろしいでしょうか。

### ○赤羽根委員

確認よろしいでしょうか。本日の参考資料の1の適正規模及び適正配置に関する基本方針というところで書かれているのと、この検討のための基準というところで違いを教えていただいてもよろしいでしょうか。なぜかと言うと12から24という数字のと、片や31という数字ですので、ご説明いただきたいと思います。

### ○篠崎主査（事務局）

施設配置適正化計画の方は、縮小する、小さくするというところから来ています。その中では統廃合等をした場合に廃止された学校については、面積的に無くなるということから市の施設配置適正化計画の方では、小学校は11学級以下、中学校は5学級以下という下の方の基準を入れ込んでいるということですので、例えば、大規模になって新しく新設するというところは、こちらの方にはリンクをさせていないということです。あくまでも縮減・縮小という観点からこちらの方にリンクしているということです。

### ○佐藤委員長

それでは他にご意見がなければ、今の件についてご検討いただいたということで、数字に関しては現状どおりということでご承認いただいたこととしたいと思います。それでは、審議のポイント⑨をお願いします。

### ○篠崎主査（事務局）

それでは、資料の12ページをご覧ください。審議のポイント⑨の「検討・実施の手順」についてです。前回の審議用レジュメは6ページと7ページをお開きください。追加でいただいたご意見としては、「学校再編検討委員会での検討について、意見書の内容に沿った具体的な方策について検討を行い、と改めるべき」や「学校再編検討委員会での検討について、地域別協議会に検討結果を通知することを明記すべき」というご意見がありました。論点①としては、「意見書の内容に沿った具体的な方策について検討を行い改める」と論点②「地域別協議会に検討の結果を通知することを追記する」ということです。

### ○佐藤委員長

論点①「意見書の内容に沿った具体的な方策について検討を行い改める」と論点②「地域別協議会に検討の結果を通知することを追記する」ということです。検討事項となっています。ご意見は小林委員、根本委員からいただいておりますが、その後で佐藤委員から追加でご意見をいただいております。両委員から何かありましたらお願いいたします。あるいは他の委員の方でも結構です。進め方についてですがいかがでしょう。

### ○佐藤委員

私も前回の追浜地域の地域別協議会に委員として出たことがあるのですが、ついこの間のことのような印象もあるのですが、また今回、施設配置適正化でこの流れになっているのですが、地元の方にお話しお聞きしましても前回決まったことはどうなるのかということ聞いたところもありましたのでこういう形で書かせていただきました。

### ○佐藤委員長

これは追浜の件について、なぜでしょうかということで、事務局の方から追浜が対象となっていることについて説明をいただければと思います。

### ○篠崎主査（事務局）

追浜小学校という名前は特にお出しはしていませんが、11 学級以下ということで追浜小学校が入ってくるということです。基本的には皆さまで審議をしていただいています適正化の検討のための基準に合致するものについて、検討していくというのが基本的なスタンスです。かつて、追浜地域で協議会を開いていただきまして、意見書という形で提出していただきました。その中にも書かれているのですが、その当時、大規模開発による人口増が予想されている地域があるということで、現段階で学校の配置を見直すことは時期尚早であるというご意見もありました。また、協議会としての最終意見としまして、現状では最良の方策として現行の4校体制を維持するのがよいですとか、近隣校との更なる交流を深めて追浜方式と言えるような活動を展開していきたいなどが最終意見としていただいていたので、周辺のマンションの開発なども一段落しまして、今度は、逆にマンションが建ったところがやや子どもの数が多い状況がありますので、そういったところ、大きいところの適正化という観点、あるいは近隣の学校との交流を深めたという追浜方式について、どうであったのか、そのような検証も必要であると考えていますので、基本的にはこの基準に該当しているところについては、地域の皆さまと一緒に協議会等を開いて検討できればと考えていますが、実際にどこの地域をいつ検討していくのかというのは、来年度以降の実施計画の中で決めていくことです。今は基本方針の見直しを行っておりますので、今の段階で前回やったところは除くということを入れるのはいかがかなと思っていますところです。

### ○稲垣委員

私は、先ほどお話ししました坂本・汐入地区ということで、前回の中央地域小学校適正配置検討協議会ニュースに汐入小学校、桜小学校、これについては最終的な学区決定と出ている訳です。アンケートの中でも汐入小学校はそのまま存続させると選択した委員が統合を選択した委員よりも数が多かったということで、私どもはこれで決まったのかという風に思っていたのですが、今回また桜小学校、汐入小学校、この近辺の小学校が出てきたことについてお伺いしたいのですが。

### ○篠崎主査（事務局）

今、追浜地域のお話しをさせていただきましたが、同様に基本的にはこの検討のための基準に該当している地域につきましては、今一度検討をさせていただきたいということです。実際については、来年度、実施計画の中での検討になると思います。

### ○稲垣委員

ただ、こういう形でニュースとして流れてきました。これは地域の方も皆さんご存知だと思います。これをまた改めてやるということについて、またやるのかというような反感が出てくることも懸念されます。そういう風に思います。

### ○佐藤委員長

では、ご意見として事務局の方で受け止めていただければと思います。論点に関して、小林委員から追加でいただいています、要するに意見書に関してもう少し具体的な方策ということで、意見書を丁寧に扱ってほしいと、さらに協議会に対しても結果をフィードバックしてほしいということだと思います。何か追加説明はありますか。

### ○小林委員

書いたとおりののですが、今、事務局からも説明があったように、地域別協議会において一定の結論を見ているのが追浜地域の協議会でした。この後どうなっているのかが実際に見えてこない。何年か経過していますが、市政の中でどのように取り扱われているのかというのがよく見えてこないというのが実感です。当時の議論の中でもあったのですが、現在の表現だけですと、例えば、地域別協議会で1つの結論を導いたとしても、その後、教育委員会に検討結果を報告する段において、必ずしも地域別協議会と同じ方向性の結果を報告するように読めないところがあります。要は「地域ではそう言っているが、実際問題ダメだよね」というような結論まで許容されてしまうような表現だと思います。ですので、今回、論点①に示したとおり、意見書の内容に沿ったということで、地域の意見は大事にしてほしいというところを加えるべきだと思います。論点②もその延長線上なのですが、地域として多大な時間を費やして議論してきたことについては、フィードバックしてほしいということです。

### ○佐藤委員長

ちょっと細かいところなのですが、意見書の内容に沿った、沿ったというのは、例えば、意見書の内容に関する、関係するなどという表現ではまずいですか。

### ○小林委員

沿ったというのは、学校存続を地域で決めたにもかかわらず、いろいろな事情があって、例えば、「市の施設配置適正化計画があるので、横須賀市としては地域の意見に沿った方向にできません」というような結論に至ってしまうと、地域の議論を軽視することになってしまうと思うので、要は地域でまとめた意見を尊重していただきたいということです。単純にこれが「意見書の内容に関する」などという表現になってしまうと、

地域の意見と対立する結果であったとしても「関する」に含まれるというように読み違えられてしまうといけないので、やはり地域で協議会を開く以上は地域の意見を大切にさせていただきたいと思います。前回、根本委員もおっしゃっていたのですが、行政の方もいろいろ苦労されて結論を出していると思うのですが、ただ、我々保護者も、地域の方々もずっと住み続けている訳で、佐藤委員からもお話がありましたが、前回の協議会からそれほど年数が経ったようには思っていないです。地域はそんなに変わっていません。確かに新しいマンションはできましたが、地域は地域で脈々と同じ人が住んでおり、新しく流入してくる方々と融和を図っている。その地域、その地域の歴史がありますので、そこで決まったことを尊重していただきたいという意見を述べている訳ですので、どうぞ、地域別協議会の意見を尊重していただけるような表現にさせていただきたいというところでは。

### ○佐藤委員長

この点いかがでしょうか。私の一般的な立場での考えで、例えば、提言とか答申ですと沿った検討となってくるのだと思うのですが、意見書というのは、あくまでも意見なので、その辺の扱いで、沿ったというのが、どこまでよいのかという、その辺が個人的には疑問に思うのですが、意見書ということなので。確かに尊重するという点に関しては、なるほどとは思いますが。今、基本的な文言の使い方として私が解していることを説明しただけなのですが。

### ○原委員

今の地域の尊重の問題ですが、今、横須賀市では地域運営協議会というのを作りました。地域のことは地域でやるという方向で進められています。各地域それに沿った形で、地域の活性化も含め、活動を始めています。そういう中でいくと、今、小林委員が言われたような地域を尊重していただくということを、入れていないと市の方針と合っていないのではないかと思いますので、現在、市が進めている方針と合わせるような形で、作ってほしいと思います。

### ○佐藤委員長

意見書を尊重するという点は非常に大事であると思います。例えば、意見書の内容を尊重してというような表現はいかがでしょうか。主旨はそういうことですね。

### ○根本委員

この小中学校の適正配置が、また全体の、横須賀市の施設の適正配置の中でこうした審議会の中のやりとりもそこで聞いていただければという前提で、最近、私が感じているのは、昔は中学校区が行政センター区であった。そうではないところも一部、本庁区

というのがありますが、それ以外に関しては行政センター区が中学校区であったのが、学校の統廃合や小中学校の適正配置の問題が学校ベース・教育ベースで進んでいくと完全に行政センター区とは離れていく、整合性が取れなくなってくるところが増えてくるのではないかと実際に感じている部分が多いので、そこら辺が行政センターの見直しとか本体の施設配置適正化の中では審議されていると思いますが、そこでの兼ね合いというのも十分配慮していただいて今までとは変わってきて、それが地域と学校の中で歪みとなっているところも出てきていますので、そうした意見があったということを元の方の会でも出していただければと思っています。

### ○佐藤委員長

では、それについても書き込んでいただくということで。あと論点②に関しては、基本的には大事なところであると思います。では、意見書の内容に沿うという話で、他にご意見あれば出していただければと思いますが、基本的には表現をどうするかでもう少し意見書の内容を尊重したような検討を行ってほしいというような形で表現していくということでよろしいでしょうか。細かな点は最終的にはお任せするが、とにかく尊重していくというような形の表現を入れていただくということでよろしいでしょうか。それでは論点①については、そういう形でまとめていただいて、論点②については当然ながらどういう形になったのかはお返しいただくということは必要であると思いますので、追記いただくということでよろしいでしょうか。

それでは最後になりましたが、審議のポイント⑩について事務局から説明をお願いします。

### ○篠崎主査（事務局）

それでは資料の14ページをお開きください。審議のポイント⑩の「特に配慮すること」についてです。前回の審議用レジュメは8ページをお開きください。ご意見はありませんでしたので、論点としては、「現行どおりとする」ということです。

### ○佐藤委員長

ご意見特になしということですが、これに関しては、今日改めてご意見があればお出しただきたいと思います。

### ○稲垣委員

地域代表としましては、子ども達の教育と合わせて学校というのは地域の拠点になっています。そういうことで、この学校を通して地域の行事あるいは先ほどもお話しがありました避難訓練の場所、この辺も考えていただいた上で、いたずらに適正化による統廃合に向かっていくことについて1つ慎重に行っていただきたいと思っています。

**○佐藤委員長**

ご意見が出ました。他にいかがでしょうか。

**○根本委員**

先ほど私が申し上げた行政センター区と中学校区のことは、この部分での意見ということをお願いします。

**○佐藤委員長**

では、先ほどのご意見は、審議のポイント⑩の方に移していただくということで。他にいかがでしょうか。

では、今、稲垣委員の方からいただいたご意見ももったことであると個人的には思いますが、他にご意見があればお出しいただきたいと思えます。よろしいでしょうか。では、その辺をちょっと加えていただくということで、避難場所とか、先ほども目的外使用の件でお話しありましたが、そういうことも簡単で結構なので加えていただくということで、あとは現状どおりということでもよろしいですか。それではここはそういうことで確認させていただいたということです。

とりあえず、審議のポイント⑩まで終わりました。それぞれについていろいろなご意見いただきましてありがとうございます。それでは次第の1に關しまして私の役割は終わりましたので、本日これをもって私の担当の議事は終了させていただいて締めたいと思えますが、その他に何か全体を通してご意見があればお出しいただきたいと思えますがいかがでしょうか。

**○小林委員**

確認ですが、5ページの審議のポイント③で、論点②については、これは結局、安全性等を明記するという方向でまとまったのでしょうか。

**○佐藤委員長**

はい。そうです。安全性とかの地理的環境も含めまして、追記いただくということです。

**○佐藤委員長**

あとよろしいでしょうか。それでは、これで第2回横須賀市立小中学校適正配置審議会を終了したいと思います。進行にあたりまして、ご協力いただきましてありがとうございます。これで事務局の方に進行をお返ししたいと思います。ありがとうございます。

## (2) 事務連絡

### ○草野教育政策担当課長（事務局）

ご審議ありがとうございました。今後の流れについてなのですが、第1回、第2回とご審議いただきましてポイント毎に審議会としての一定のご意見の集約はある程度できたと思っています。最終的に答申という形で審議会の方からお出しいただくのですが、答申につきましては、私ども事務局を中心に原案をお作りいたしますが、その内容の確認につきまして改めて第3回目でもう1回審議会を行ってその場で皆さまに答申の原案をご確認いただくか、あるいは作った原案につきまして皆さまに文章ベースでお送りしましてご意見をいただきながらそれを反映させて最終的にこの審議会の答申とするか、その辺りについてなのですが、委員の皆さまはいかがでしょう。やはり答申の原案については、もう一回こういった場を設けて確認をした方がよいということであれば今年度の開催は厳しいのですが、来年度明けの4月なり、5月なりにもう1回、第3回審議会として開催することになります。

### ○小林委員

もしその選択肢が許されるのであれば、今日、様々な意見が出ていますので、これを文書で返すということだけだと、もしかすると意見の間、委員の間で齟齬があった状態での答申となってしまうかもしれないので、もし許されるのであればもう一度開いていただけると個人的にはありがたいと思います。

### ○原委員

私ももう一回開いた方がよいと思います。

### ○草野教育政策担当課長（事務局）

わかりました。では、もう1回開くということで答申の原案を事務局の方で皆さまのご意見を反映した形でお作りをしまして、その原案について第3回で合意をいただくという形にさせていただきます。日程につきましては、またお知らせをいたします。よろしく願いいたします。

### ○篠崎主査（事務局）

つづきまして、事務連絡をさせていただきます。会議録の確認ですが、本日の会議録について確認用の会議録が作成できましたら送付をさせていただきます。内容をご確認いただきまして修正がある場合は、送付文に記載しています期日までに事務局までご連絡いただければと思います。修正しました会議録は市役所1階の市政情報コーナー及びホームページで公開をいたします。

それでは、委員長、委員の皆さまご審議ありがとうございました。以上で第2回横須賀市立小中学校適正配置審議会を終了いたします。ありがとうございました。

以 上